

Title	自由党名古屋事件判決書：続・明治法制史料雑纂 (二)
Sub Title	Judgement on the Nagoya riot case of 1887
Author	手塚, 豊 (Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.38, No.5 (1965. 5) ,p.87- 97
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650515-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自由党名古屋事件判決書

統・明治法制史料雜纂(二)

手塚 豊

私は一昨年の本誌に、「自由党名古屋事件裁判考」を發表した。⁽¹⁾

これは、それまで著名な割合に、その内容が十分に知られていなかった名古屋事件の全貌を明らかにし、明治十七年十二月の事件発覚以来、二年五カ月の長期にわたつた裁判の経過と、それにふくまれた法律上の問題点を考察したものである。その際、私が資料として利用したものは、法務図書館並に名古屋地方檢察庁所蔵の警察、裁判関係の文書であつた。法務図書館のものは、名古屋始審裁判所檢察の本省宛報告書が中心であり、名古屋地方檢察庁のものは、各警察署の警察調査、名古屋輕罪裁判所の予審関係文書、予審に対する故障申立関係文書、公訴状、名古屋重罪裁判所の公判廷の記録である公判始末書、判決正本、上告関係文書など、大審院上告関係のもの若干をのぞいては、ほとんど全ての公文書が揃つて保存されている。明治十五年治罪法によると、裁判言渡書と公判始末書は「其裁

判所ノ書記局」に保存される筈であるが(第三一)、いつの時代からそれが檢察庁に引きつがれたかは明らかでない。それはともかく、それらが戦災を免かれ、現在まで保存されていることは、何としても貴重である。将来、私はそれらの文書を何らかの形式で覆刻したく念願しているものであるが、本稿では取りあえず名古屋重罪裁判所の判決書だけを紹介する次第である。

自由党関係暴動事件の判決書の中には、すでにその後の研究文献に、其の全文が引用されているものもあるが、名古屋事件の判決書については、それがみあたらない。同事件の内容が余り詳しく知られなかつたのは、そうしたことが理由の一つかも知れない。

もちろん、当時の新聞紙上には、判決文が掲載されている。それを最初に報道したのは明治二十年三月十九日、二十日、二十三日、二十四日の四回にわたつて連載した金城新報である。同事件の判決言渡は、同年二月二十日であつたから、約一カ月後にはじめて報道

したわけである。これは新聞の怠慢ではなく、裁判所側が三月十八日まで、判決文の「写取」を許可しなかつたためであつた。⁽³⁾東京の新聞も、この金城新報の記事から、それを転載したものが多し。例えば、時事新報(同年三月二十八日、三十日)、朝野新聞(同年三月二十三日、二十五日、二十七日、二十九日、三十日、三十一日)がそれである。

ところが、金城新報所載の判決文には、かなり多くの個所で、誤記と脱漏がある。それがため、その判決文によると、例えば数名の被告に対する適用条文と宣告刑がわからない。⁽⁴⁾判決正文からの覆刻は、その点からも十分な意義があろう。

- (1) 拙稿「自由党名古屋事件裁判考」本誌第三六卷三号・一頁以下。
- (2) 例えば、群馬事件、加波山事件の判決文は、「自由党史」にも引用されている(岩波文庫版・下巻・二四頁以下、六一頁以下等)。
- (3) 明治二十年三月十九日・金城新報に「世人の公判如何と俟ちに俟たる平田橋事件の宣告は、漸く昨十八日に至て写取を許されたれば、左に掲載すべし」とある。
- (4) 寺西住之助、山内徳三郎の分が洩れている。



裁判言渡書

愛知県士族 足袋職

大 島 渚
三十四年十ヶ月

東京府平民 雑業

同 県平民 農

富 田 勘 兵 衛
四十年七ヶ月

同 県平民 指物職

鈴 木 松 五 郎
四十年五ヶ月

同 県平民 職業不詳

青 沼 傳 次 郎
三十五年

同 県平民 指物職

種 村 鎌 吉
三十五年六ヶ月

同 県平民 指物職

佐 藤 金 次 郎
三十一年五ヶ月

同 県平民 校製造職

山 内 藤 一 郎
五十一年七ヶ月

同 県平民 農

皆 川 源 左 衛 門
三十九年二ヶ月

同 県士族 無職業

祖 父 江 道 雄
三十二年十一ヶ月

同 県士族 青物職

岡 田 利 勝
三十三年六ヶ月

同 県平民 陶器商

塚 原 九 輪 吉
二十七年十一ヶ月

同・県平民 牛肉卸小売

久 野 幸 太 郎
三十四年六ヶ月

東京府平民 雑業

奥 宮 健 之

愛知県士族	職業不詳	中 条 勘 助	二十九年
同 県平民	職業不詳	鈴 木 桂 太 郎	三十年十ヶ月
同 県士族	指物職	山 内 徳 三 郎	三十五年五ヶ月
同 県士族	斬髪職	寺 西 住 之 助	四十三年三ヶ月
同 県士族	箆箱製造	安 藤 浅 吉	五十四年五ヶ月
同 県平民	檜物職	鬼 頭 弥 助	四十七年一ヶ月
東京府平民	漁業	梅 田 与 曾 左 衛 門	三十五年十一ヶ月
愛知県平民	煮売商	服 部 三 藏	三十四年一ヶ月
同 県士族	無職業	加 藤 米 三 郎	三十八年五ヶ月
同 県士族	綿打職	傍 島 桑 藏	三十五年十ヶ月
同 県平民	麦藁細工職	水 野 正 三 郎	四十九年十一ヶ月
			三十五年一ヶ月

同 県平民	菓子製造業	仁 村 菊 次 郎	三十六年二ヶ月
同 県平民	指物職	中 島 健 次 郎	三十一年四ヶ月
同 県平民	医業	松 永 広 徳	三十一年一ヶ月
岡山県平民	農	鶴 海 善 次 郎	三十年
愛知県平民	農	村 上 辰 右 衛 門	五十四年四ヶ月

右大島藩外二十八名ニ対スル強盜及故殺等ノ被告事件審理スル如被告ノ内中条勘助ハ所在知レザルヲ以テ治罪法第二百六十九条ノ規則ニ從ヒ猶予ノ期限ヲ与ヘ親戚中条芳吉ヘ告知書ヲ送達スルモ尚ホ出廷セザルニ依リ欠席ノ儘併セテ裁判スルコト左ノ如シ

第一 大島藩富田勘兵衛鈴木松五郎傍島桑藏亡鬼島實一萩野浅五郎強盜ヲ為ント共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十六年十二月九日午後十二時頃東春日井郡稲葉村松原市右衛門方ヘ押入り麻縄ヲ以テ市右衛門及下女ヲ縛シ市右衛門ノ妻ニハ蒲団ヲ被ラセ置キ落ハ手拭ヲ以テ市右衛門ノ目ヲ掩ヒ同人ノ肩先キニ抜刀ヲ当テ発声スレバ刺殺スト脅迫スル際其肩ヲ刺傷シ余ノ者ハ家内ヲ搜索シテ金五十円余外数品ヲ強取シタル事

第二 大島藩富田勘兵衛鈴木松五郎山内徳三郎亡萩野浅五郎強盜ヲ為サント共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十六年十二月廿四日午後十二時頃

愛知郡鳴海村久野輝彦方高塚ヲ乗越ヘ邸内ニ入り徳三郎ハ裏ロニ見張シ渚ハ裏戸振ケ明ケ一同押入り輝彦母及下女ニ対シ金円ヲ差出スベシト脅迫シ金五拾錢程ト刀一本ヲ強取シタル事

第三 大島渚富田勘兵衛鈴木松五郎佐藤金次郎山内徳三郎強盜ヲ為ント共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十六年十二月廿八日午前三時愛知郡弥富村竹居勘右衛門方雨戸ヲ引明ケ押入ラントシタル際家内ノ者騒ギ立ち発砲シタルヲメ其目的ヲ遂ゲズシテ逃走シタル事

第四 大島渚久野幸太郎鈴木松五郎富田勘兵衛山内徳三郎亡鬼島貫一萩野浅五郎強盜ヲ為ント共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十六年十二月三十日午後七時過愛知郡千種村大野紋之助方ヘ押入り麻繩ヲ以テ雇人佐藤捨次郎外四人ヲ縛シ各家内ヲ搜索シテ金六十三円余外數品ヲ強取シタル事

第五 大島渚富田勘兵衛鈴木松五郎服部三藏鬼頭弥助水野正三郎仁村菊次郎強盜ヲ為ント共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十七年一月七日午後七時頃海東郡犬井村大河内宗助方ヘ押入り家人ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金若干其他數品ヲ強取シタル事

第六 大島渚富田勘兵衛鈴木松五郎中条勘助服部三藏水野正三郎亡萩野浅五郎強盜ヲ為ント共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十七年一月二十日午後八時知多郡阿久比村新海伊左衛門方ヘ押入り伊左衛門外十九人ヲ縛シ各家内ヲ搜索シテ金若干外數品ヲ強取シタル事

第七 大島渚富田勘兵衛鈴木松五郎久野幸太郎佐藤金次郎山内藤一郎強盜ヲ為ント共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十七年二月廿四日午後十時頃碧海郡駒場村加藤寿太郎方ニ押入り麻繩ヲ以テ寿太郎母外三人ヲ

縛シ家内ヲ搜索シテ金七円余風呂敷一枚ヲ強取シタル事

第八 大島渚富田勘兵衛鈴木松五郎種村鎌吉寺西住之助鬼頭弥助亡萩野浅五郎強盜ヲ為ント共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十七年三月三日午後九時頃名古屋区宮町長谷川与四治方ヘ押入り麻繩ヲ以テ与四治ノ母外三人ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金四十式円程ト外數品ヲ強取シタル事

第九 大島渚富田勘兵衛鈴木松五郎久野幸太郎山内藤一郎鬼頭弥助亡萩野浅五郎共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十七年三月六日午後八時知多郡小ノ浦村山本定助方ヘ押入り渚ハ携ヘタル手錠ヲ定助ノ手ニ掛ケ他ノ共犯人ハ麻繩ヲ以テ右定助外九人ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金若干外數品ヲ強取シタル事

第十 富田勘兵衛佐藤金次郎種村鎌吉山内藤一郎強盜ヲ為ント共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十七年四月二日午後九時頃愛知郡鳴海町木村源市方ヘ押入り源市及ビ同人妻並來客伊藤三郎右衛門北野佐右衛門ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金八円四拾錢程ト外數品ヲ強取シタル事

第十一 大島渚富田勘兵衛服部三藏鈴木松五郎久野幸太郎種村鎌吉亡萩野浅五郎強盜ヲ為ント共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十七年四月十九日午後十二時頃海西郡竹田新田伊藤嘉十郎方ヘ押入り家人ヲ縛シ金六円八十二錢ト短刀一本ヲ強取シタル事

第十二 大島渚久野幸太郎鈴木松五郎富田勘兵衛鬼頭弥助亡萩野浅五郎強盜ヲ為ント共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十七年四月廿二日午前一時頃知多郡乙川村石川藤兵衛方ヘ押入り麻繩ヲ以テ藤兵衛外數人ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金六十円余外數品ヲ強取シタル事

第十三 大島渚富田勸兵衛鈴木松五郎鬼頭弥助久野幸太郎亡萩野浅五郎強盜ヲ為_{ント}ト共謀シ各抜刀ヲ携へ明治十七年四月廿八日午前三時頃東春日井郡東小牧原新田穂積太左衛門方へ押入り金円差出スベシト脅迫シ金百廿円程ト外數品ヲ強取シタル事

第十四 大島渚富田勸兵衛久野幸太郎鈴木松五郎種村鎌吉佐藤金次郎亡萩野浅五郎強盜ヲ為_{ント}ト共謀シ各抜刀ヲ携へ明治十七年五月二十日午前二時頃西春日井郡土器野新田天野佐兵衛方へ押入り麻繩ヲ以テ佐兵衛ノ妻及雇人二人縛シ家内ヲ搜索シテ金廿七円六十錢許ヲ強取シタル事

第十五 大島渚富田勸兵衛久野幸太郎鈴木松五郎種村鎌吉佐藤金次郎亡萩野浅五郎強盜ヲ為_{ント}ト共謀シ各抜刀ヲ携へ明治十七年五月廿三日午前一時頃知多郡大高村久野藤助方へ押入り藤助外數名ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金若干ト短銃壹挺ヲ強取シタル事

第十六 富田勸兵衛鈴木松五郎種村鎌吉山内藤一郎強盜ヲ為_{ント}ト共謀シ各抜刀ヲ携へ明治十七年六月十二日午前二時頃愛知郡本星崎村高嶽藤十郎へ押入り藤十郎及比同人悴重三郎ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金四拾五円余外數品ヲ強取シタル事

第十七 富田勸兵衛鈴木松五郎佐藤金次郎種村鎌吉山内藤一郎強盜ヲ為_{ント}ト共謀シ各抜刀ヲ携へ明治十七年六月十八日午前一時頃知多郡大高村日高善兵衛方へ押入りラント同家裏板垣ヲ切破リ裏戸ニ迄進ミ行キタル際善兵衛於テ覺知シ大声ヲ発シタル為メ其目的ヲ遂ゲズシテ逃走シタル事

第十八 前項逃走ノ途中各抜刀ヲ携へ同日午前二時頃愛知郡本星崎

村二村源四郎方へ強盜ニ押入り源四郎ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金六十壹円余外數品ヲ強取シタル事

第十九 大島渚富田勸兵衛鈴木松五郎種村鎌吉佐藤金次郎強盜ヲ為_{ント}ト共謀シ各抜刀ヲ携へ明治十七年七月四日午前二時頃愛知郡本星崎村広瀬栄太郎方へ押入りラント同家裏戸ヲ切破リタル際栄太郎父惣兵衛ニ覺知セラレ其目的ヲ遂ゲズ逃走シタル事

第二十 富田勸兵衛鈴木松五郎山内藤一郎種村鎌吉佐藤金次郎強盜ヲ為_{ント}ト共謀シ各抜刀ヲ携へ明治十七年七月六日午前一時頃知多郡野間村伊藤嘉七方へ押入りラント勸兵衛ハ杉丸太ヲ高擲ニカケ勸兵衛松五郎藤一郎ハ是ヨリ乗越へ内ヨリ門ヲ開テ鎌吉金次郎ヲ入レ尋テ所々ノ戸ロヲ切破リ勝手ニ忍ビ入り窃ニ飯櫃ヲ家外ニ取出シ東方ノ畑側ニ於テ一同喫飯シ了リ夫ヨリ本家ノ方へ立戻リ来ル途中偶同村ノ旧番人山本久藏が該家表門ノ開キアルヲ怪ミ棒ヲ携へ家主嘉七ノ名ヲ呼ビ邸内ニ入り来リ被告等ニ対シ誰何シタルヨリ鎌吉金次郎藤一郎ハ其場ヲ逃ゲ去リ勸兵衛松五郎ハ犯罪ノ發覺ヲ恐レ其罪ヲ免レシ為メ殺意ヲ発シ携フル抜刀ヲ以テ同人ニ切り掛ケ互ニ格闘ノ末久藏ノ頭部外八ヶ所ニ傷ヲ負ハセ死ニ致シタル事

第二十一 大島渚富田勸兵衛鈴木松五郎種村鎌吉佐藤金次郎中条勸助亡萩野浅五郎強盜ヲ為_{ント}ト共謀シ各抜刀ヲ携へ明治十七年七月廿四日午前二時頃知多郡岡田村竹内源助方邸内ニ入り松五郎勸兵衛浅五郎ハ同家門番新海伝右衛門ヲ縛シ鎌吉ハ店前金次郎ハ裏門ニ見張り渚ハ裏戸ロヨリ切破リ勸兵衛松五郎勸助ト共ニ家内ニ押入り源助外數名ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金若干外數品ヲ強取シタル事

第廿二 大島渚富田勘兵衛塚原九輪吉奥宮健之鈴木松五郎青沼伝次郎種村鎌吉佐藤金次郎中条勘助鈴木桂太郎亡萩野浅五郎ハ強盜ヲ為シト共謀シ明治十七年八月十一日夜丹羽郡北島村木村熊三郎方家外ニ至リ該家ノ様子ヲ窺フニ戸締等嚴重ニシテ到底押入ルコト能ハズト断念シ三人又ハ四人ヅツ三組ニ別レ各五六間程隔チ帰ル途中同夜午前二時頃西春日井郡平田村平田橋ヨリ一丁程北ニ於テ夜警ノ巡查批把島警察署詰中村知時同署詰御用係加藤久三ガ右三組ノ中間ニ来ル大島渚鈴木松五郎鈴木桂太郎三人ノ風体ヲ怪シミ松五郎ニ対シ其住所氏名等訊問スル中後ヨリ来ル老組ノ者ハ其場ヲ通り過ギ先キノ老組ト俱ニ渚等ガ来ルヲ待チ居ル際渚ハ予テ犯罪アル身ナルガ故ニ其発覚ヲ恐レ罪ヲ免ン為大音ニテ皆辰レト呼リ一同之ニ応ジ其場ニ走セ辰ルヤ更ニ渚ガ「ヤツテシマヘ」ト大声ニ殺意ヲ表シ尋デ発砲シタルヨリ久三八北ヘ知時ハ西ノ小路ヘ逃ゲ去ルヲ勘兵衛松五郎浅五郎モ亦前罪アル身ナルヲ以テ其罪ヲ免レン為メ又伝次郎桂太郎健之ハ不良ノ所為ノ帰途タルガ為メ各右知時等ヲ殺害セント決意シ渚勘兵衛浅五郎伝次郎ハ各抜刀ヲ携ヘ知時ヲ追撃シ同人ノ頭部及ビ面部部ニ七ヶ所其他二十二ヶ所ノ傷ヲ負ハセ之ヲ死ニ致シ健之松五郎桂太郎ハ各抜刀ヲ携ヘ久三ヲ追撃シ同人ノ頭部及ビ面部ニ八カ所其他二十五カ所ノ傷ヲ負ハセ之ヲ死ニ致シタル事

第廿三 大島渚富田勘兵衛鈴木松五郎皆川源左衛門青沼伝次郎強盜ヲ為シト共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十七年九月十九日午前一時頃幡豆郡平坂村柵木太蔵方表戸ヲ切破リ押入り太蔵ヲ取押ヘ同人妻ニ按内サセ家内所々搜索シテ金若干外数品ヲ強取シタル事

第廿四 大島渚富田勘兵衛鈴木松五郎青沼伝次郎皆川源左衛門種村鎌吉佐藤金次郎梅田与曾右衛門亡萩野浅五郎強盜ヲ為シト共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十七年十月十八日午前二時頃愛知郡大沢村伊藤半兵衛方裏門ノ戸ヲ切破リ家内ニ押入り半兵衛ノ母及来客高橋古三郎其他雇人等十人ヲ縛シ家内ヲ搜索シ金若干外数品ヲ強取シタル事

第廿五 大島渚青沼伝次郎鈴木松五郎皆川源左衛門種村鎌吉佐藤金次郎亡萩野浅五郎強盜ヲ為シト共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十七年十月廿三日午前一時頃西加茂郡三好村原田重助方表戸ヲ切破リ一同押入雇人原田徳次郎外二人ヲ縛シ中仕切ノ戸ヲ打破ラントスルヲ重助ガ二階ニ登リ大声ヲ揚ゲ近隣ヲ呼立タルヨリ村内騒立チ為メニ其目的ヲ遂ゲズシテ逃走シタル事

第廿六 大島渚鈴木松五郎皆川源左衛門種村鎌吉亡萩野浅五郎強盜ヲ為シト共謀シ明治十七年十一月十六日午前一時頃知多郡大野村森田喜兵衛方物置ノ窓ヲ切破リ家内ニ押入り喜兵衛ノ母及娘並ニ下婢等ヲ縛シ家内ヲ搜索シ渚ハ刀背ニテ喜助ノ背部ヲ毆打シ同所ニ三カ所ノ打撲傷ヲ負ハセ金若干外数品ヲ強取シタル事

第廿七 大島渚久野幸太郎富田勘兵衛鈴木松五郎皆川源左衛門種村鎌吉強盜ヲ為シト共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十七年十一月廿三日午前第一時頃知多郡萩野村青木平右衛門方ヘ押入り平右衛門夫婦ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金八円風呂敷老枚ヲ強取シタル事

第廿八 前項ノ被告等ハ前項ノ帰途強盜ヲ為シト共謀シ各抜刀ヲ携ヘ同日午前二時頃知多郡宮津村船橋平助方裏坐敷入口ロヨジ明ケ押入り平助及同人妻ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金五円外数品ヲ強取シタル事

事

第廿九 大島渚塚原九輪吉久野幸太郎富田勘兵衛鈴木松五郎皆川源左衛門種村鎌吉佐藤金次郎強盜ヲ為^ヌント共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十七年十二月一日午前一時頃碧海郡牛田村永田治郎七方表戸ヲ切破リ一同押入り治郎七外九名ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金若干外數品ヲ強取シタル事

第三十 富田勘兵衛鈴木松五郎皆川源左衛門種村鎌吉強盜ヲ為^ヌント共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十七年十二月五日午前十二時頃愛知郡大沢村野村文左衛門裏田ヲ乘越ヘタル際家内ノ者便所ニ行キ雨戸ヲ開ケタル隙ヨリ押入り文左衛門外二名ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金若干外數品ヲ強取シタル事

第卅一 富田勘兵衛鈴木松五郎山内藤一郎皆川源左衛門寺西住之助安藤浅吉強盜ヲ為^ヌント共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十七年十二月九日午後六時頃知多郡大高村近藤三次郎方ヘ押入り三次郎並雇人五名ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金若干外數品ヲ強取シタル事

第卅二 前項ノ被告等ハ前項婦途強盜ヲ為^ヌント共謀シ各抜刀ヲ携ヘ同日午後七時頃愛知郡鳴海村尾関弥三郎方ヘ押入りタル際弥三郎裏ヘ逃ゲ出デ近隣ヲ呼立テタル為メ其目的ヲ遂ゲズシテ逃走シタル事

第卅三 富田勘兵衛種村鎌吉佐藤金次郎山内藤一郎安藤浅吉寺西住之助強盜ヲ為^ヌント共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十七年十二月十二日午後十二時頃愛知郡新知村竹内重兵衛方ヘ押入り重兵衛夫妻等ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金十八円余外數品ヲ強取シタル事

第卅四 富田勘兵衛鈴木松五郎中条勘助種村鎌吉佐藤金次郎皆川源

左衛門亡萩野浅五郎強盜ヲ為^ヌント共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十七年十二月十四日午後五時過ギ知多郡長草村戸長役場ヘ押入りタルニ其場ニ居合セタル書役及ヒ小使等騒ギ立テタルヲ以テ勘兵衛浅五郎勘助等抜刀ヲ振廻シ又ハ刀背ヲ以テ毆打シ書役近藤嘉平治ノ頭部外尅箇所小使加古兵市ノ肩部ニ一箇所坂野政良カ右手ニ一箇所負傷セシメ且ツ加古源太郎外五人ヲ縛シ其場ニ徴収シアリタル地方税金千五拾壹円八十九錢四厘外一品ヲ強取シタル事

第卅五 皆川源左衛門ハ明治十七年十二月十四日夜愛知郡豊田村安井清八方軒下ニアリタル菰外尅品ヲ窃取シタル事

第卅六 鈴木松五郎ハ明治十八年十月六日愛知県未決監ニ拘禁中同囚千竈浦次郎外五名ト俱ニ脱監ヲ企テ便所ノ嵌板等ヲ引放チ且同居ノ格子尅本ヲ毀壞シタルモ脱獄得ザリシ事

第卅七 寺西住之助ハ明治十六年十二月三十日大島渚等ガ愛知郡千種村大野紋之助方ニテ強取シタル贓金ナルコトヲ知テ金五円ヲ落宅ニ於テ受ケ又明治十六年十二月二十六日大島渚ガ強盜ニ依リ得タル贓金ナルコトヲ知テ金式十錢ヲ同人宅ニ於テ受ケタル事

第卅八 富田勘兵衛鈴木松五郎鬼頭弥助亡萩野浅五郎及ビ住所姓名知レザルモノ一人強盜ヲ為^ヌント共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十六年十二月二十六日午前一時頃愛知郡小本村西生寺ニ到リ本堂ノ縮戸ヲ開キ押入り住職小塚順海及ビ家族ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金若干外數品ヲ強取シタル事

第卅九 富田勘兵衛大島渚鈴木松五郎青沼伝次郎中条勘助梅田与曾右衛門亡萩野浅五郎強盜ヲ為^ヌント共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十七年九

月七日午前三時頃駿河国駿東郡茶夷沢村芹沢定次郎方ニ到リ家主定次郎ガ他ヨリ帰り来ルヲ縛シ裏口ノ締戸ヲ開キ押入り猶家人ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金三円余外数品ヲ強取シタル事

第四十 富田勘兵衛山内藤一郎中島鍵次郎鬼頭弥助強盜ヲ為^(まも)ント共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十七年十月八日午前第二時頃名古屋区矢場町清淨寺本堂ノ締戸ヲ開キ押入り下男小僧等ヲ縛シ家内ヲ搜索シ金若干外数品ヲ強取シタル事

第四十一 松永広徳ハ明治十七年十月八日午前三時頃強盜ノ赃金ナルヲ知テ勘兵衛等ヨリ金貳円ヲ自宅ニ於テ受ケ且ツ安藤浅吉ニ分配スベキ赃金ヲ預リタル事

第四十二 安藤浅吉ハ松永広徳ノ預リ居ル前項ノ赃金ナルコトヲ知テ広徳方ニ到リ明治十七年十月中右赃金三円貳十錢ヲ受ケタル事

第四十三 富田勘兵衛大島渚鈴木松五郎皆川源左衛門強盜ヲ為^(まも)ント共謀シ各抜刀ヲ携ヘ明治十七年十月十二日午前三時過ギ碧海郡北大浜村片山利三郎方戸口ヲ切破リ押入家人ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金若干外数品ヲ強取シタル事

第四十四 富田勘兵衛鶴海善次郎強盜ヲ為^(まも)ント共謀シ勘兵衛ハ刀ヲ携ヘ明治十九年六月三日午後十二時頃相模国高座郡新田宿村専念寺本堂ノ戸ヲ破リ押入り進ンデ庫裡ニ入ラントスルモ鎖鑰堅固ニシテ其目的ヲ果サザリシ事

第四十五 富田勘兵衛鶴海善次郎強盜ヲ為^(まも)ント共謀シ勘兵衛ハ刀ヲ携ヘ明治十九年六月四日午前三時頃相模国高坐郡四ツ谷村浄土寺裏口ノ戸ヲ外シ押入り住職崇本真順等ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金品ヲ強

取シタル事

第四十六 富田勘兵衛鶴海善次郎強盜ヲ為^(まも)ント共謀シ勘兵衛ハ刀ヲ携ヘ明治十九年六月七日午後十二時頃武蔵国都築郡荏田村矢島勘蔵方ノ表戸ヲ開カントスル際宅内ヨリ声ヲ揚ルモ顧ミズ戸ヲ外シ奥ノ間ニ進入シ蚊帳ノ釣紐ヲ切り落シタル処家人ハ戸外ニ出デ発音シタルヨリ金円入りノ財布ヲ奪ヒ逃レ去リタル事

第四十七 富田勘兵衛鶴海善次郎強盜ヲ為^(まも)ント共謀シ勘兵衛ハ刀ヲ携ヘ明治十九年六月十七日午前第二時頃相模国高座郡新戸村長生寺本堂ノ締戸ヲ外シ押入り住職水口瑞英ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金品ヲ強取シタル事

第四十八 富田勘兵衛鶴海善次郎強盜ヲ為^(まも)ント共謀シ勘兵衛ハ刀ヲ携ヘ明治十九年六月廿一日午前一時頃相模国高座郡座間村川島波之助方表戸ヲ外シ押入り波之助及家族ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金若干ヲ強取シタル事

第四十九 富田勘兵衛鶴海善次郎村上辰右衛門強盜ヲ為^(まも)ント共謀シ勘兵衛ハ鎌ヲ携ヘ明治十九年七月二日午前第二時頃額田郡本宿村葉師堂ノ締リ戸ヲ外シ押入り住職小林妙春ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金品ヲ強取シタル事

第五十 富田勘兵衛鶴海善次郎村上辰右衛門強盜ヲ為^(まも)ント共謀シ勘兵衛ハ鎌ヲ携ヘ明治十九年七月三日午後十一時頃碧海郡高津波村医王寺本堂ノ戸ヲ外シ押入り住職服部道珠等ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金品ヲ強取シタル事

第五十一 富田勘兵衛鶴海善次郎村上辰右衛門強盜ヲ為^(まも)ント共謀シ

勘兵衛ハ抜刀ヲ携ヘ明治十九年七月五日午後十二時頃碧海郡北大浜
村市古甚六方ニ至リ裏戸ヲ外シ押入り甚六ヲ縛シ錢箱ノ裡ニアル金
式円程ヲ強取シ仍ホ金錢ヲ差出旨脅迫セシニ甚六之ニ抗言シタル為
勘兵衛ハ刀背ヲ以テ同人ノ左肩ヲ毆打シ且右膝部ヲ刺傷シ仍ホ白米
若干ヲ強取シタル事

第五十二 富田勘兵衛鶴海善次郎村上辰右衛門強盜ヲ為シト共謀シ
勘兵衛ハ抜刀ヲ携ヘ明治十九年七月十日午前二時頃知多郡武豊村三
ツ井作助方兩戸ヲ開キ押入り作助等ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金品ヲ強
取シタル事

第五十三 富田勘兵衛鶴海善次郎村上辰右衛門強盜ヲ為シト共謀シ
勘兵衛ハ抜刀ヲ携ヘ明治十九年七月十四日午後十二時頃碧海郡吉浜
村寿寛寺本堂ノ締戸ヲ外シ押入りタル処住職本多秀恵之ヲ覺リ本堂
ヘ逃出ルヲ逐フタルモ及バズシテ立去リタル事

第五十四 富田勘兵衛鶴海善次郎村上辰右衛門強盜ヲ為シト共謀シ
勘兵衛ハ抜刀ヲ携ヘ明治十九年七月十五日午前二時頃碧海郡小垣江
村清水玄四郎方兩戸ヲ開キ押入り玄四郎等ヲ縛シ家内ヲ搜索シテ金
品ヲ強取シタル事

第五十五 富田勘兵衛鶴海善次郎村上辰右衛門強盜ヲ為シト共謀シ
勘兵衛ハ抜刀ヲ携ヘ明治十九年八月十二日午前二時頃碧海郡堤村
杉浦小平方裏口ノ壁ヲ破リ押入り小平等ヲ縛シ家内ヲ搜索シ金品ヲ
強取シタル事

以上ノ事実ハ司法警察官ノ訊問及ビ愛知縣瀬戸警察署詰警部補笠松
勝忠外四十名ノ検証調書医師水野樵仙神谷秀恵鳥居良之助外三名ノ

検案及診断並ニ鑑定書証人松原市右衛門久野フカ竹居勘右衛門大野
紋之助大河内定助新海伊左衛門長谷川トモ山本定助木村源市伊藤太
左衛門石川藤兵衛外五十一名及参考人永田治郎亡杉野清兵衛子審調
書各被告人ノ供述押収シタル証拠物件ニ依リ其証憑充分ナリ之ヲ法

律ニ照スニ第二第四乃至第十六第十八第廿一第廿三第二十四第二十
七乃至第三十一第三十三第三十八乃至第四十第四十三第四十五乃至
第五十第五十二第五十四第五十五ノ所為ハ二人以上兇器ヲ携ヘ強盜
ヲ為シタル罪ナルヲ以テ刑法第三百七十八條第三百七十九條ノ一二
ニ該ル第三十七第十九第二十五第三十二第四十四第五十三ノ所為

ハ二人以上兇器ヲ携ヘ強盜ヲ為サントシテ遂ゲザル罪ナルヲ以テ刑
法第三百七十八條第三百七十九條一二第百十三條第百十二條ニ依ル
第一第二十六第三十四第五十一ノ所為ハ強盜人ヲ傷シタル罪ナルヲ
以テ刑法第三百八十條初項ニ該ル

第三十五ノ所為ハ窃盜ノ罪ナルヲ以テ刑法第三百六十六條第三百七
十六條ニ該ル
第三十六ノ所為ハ未決ノ囚徒入監中三人以上通謀シ破獄逃走セント
シテ遂ゲザル罪ナルヲ以テ刑法第四百十四條第四百四十二條第四百十

五條第四百四十九條第百十二條ニ該ル
第三十七第四十一第四十二ノ所為ハ強盜ノ赃金ナルコトヲ知テ之ヲ
受ケ又ハ寄贓シタル罪ナルヲ以テ刑法第三百九十九條第四百條ニ該
ル

第二十ノ内種村鎌吉佐藤金次郎山内藤一郎ノ所為ハ兇器ヲ携ヘ人ノ
住居シタル邸宅ニ入り窃盜ヲ為シタル罪ナルヲ以テ刑法第三百七十

条ニ該ル富田勘兵衛鈴木松五郎ノ所為ハ兇器ヲ携ヘ人ノ住居シタル邸宅ニ入り窃盜ヲ為シタル罪及ビ罪ヲ免カルル為メ人ヲ故殺シタル罪ナルヲ以テ刑法第三百七十条第二百九十六条ニ該ル

第二十二ノ内青沼伝次郎鈴木桂太郎奥宮健之ノ所為ハ故意ヲ以テ人ヲ殺シタル罪ナルヲ以テ刑法第二百九十四条ニ該ル大島渚富田勘兵衛鈴木松五郎ノ所為ハ罪ヲ免カルル為人ヲ故殺シタル罪ナルヲ以テ刑法第二百九十六条ニ該ル

但シ公訴狀第十項ニ掲グル鈴木松五郎ガ富田勘兵衛外三名ト強盜ヲ為シタルトノコト同狀第二十二項ニ掲グル種村鎌吉佐藤金次郎中条勘助塚原九輪吉ガ勘兵衛外六名ト人ヲ故殺シタルトノコト同狀第二十六項ニ掲グル大島渚外五名ガ強盜ヲ為シタルトノコト同狀第三十六項ニ掲グル佐藤金次郎中条勘助ガ山川喜三郎ニ傷ヲ負ハセタルトノコト同狀第三十八項ニ掲グル祖父江道雄岡田利勝外三名ガ富田勘兵衛鈴木松五郎等ヲ教唆シ強盜ヲ為サシメタルトノコト同狀第四十項ニ掲グル久野幸太郎ガ脱獄ヲ企テ遂ゲザリシトノコト同狀第二項ニ掲グル加藤米三郎ガ大島渚外四名ト共ニ強盜ヲ為シタルトノコト

第二ノ公訴狀第一項ニ掲グル加藤米三郎大島渚ガ富田勘兵衛外三名ト共ニ強盜ヲ為シタルトノコトハ共ニ其証憑充分ナラザルヲ以テ治罪法第四百一条ニ依リ無罪トシ且ツ祖父江道雄岡田利勝加藤米三郎ハ放免ス

然リ而シテ余ノ被告事件ハ前掲ノ通りナルヲ以テ松永広徳ハ第四十一ノ罪ニ從ヒ一月以上三年以下ノ重禁錮三円以上三十円以下ノ罰金

六月以上二年以下ノ監視範圍内ニ於テ重禁錮二年罰金十円監視一年ニ処ス

仁村菊次郎ハ第五ノ罪ニ從ヒ中島鍵次郎ハ第四十ノ罪ニ從ヒ各有期徒刑ニ処スベキ処原諒スベキ情狀アルヲ以テ刑法第八十九条第九十条ニ依リ本刑ニ二等ヲ減ジ各輕懲役八年ニ処ス

村上辰右衛門ハ數罪俱ニ発スルヲ以テ刑法第百条ニ照シ一ノ重キ第五十一ノ罪ニ從ヒ無期徒刑ニ処スベキ処原諒スベキ情狀アルヲ以テ刑法第八十九条第九十条ニヨリ本刑ニ二等ヲ減ジ重懲役九年ニ処ス傍島桑藏ハ第一ノ罪ニ從ヒ無期徒刑ニ処スベキ処原諒スベキ情狀アルヲ以テ刑法第八十九条第九十条ニヨリ本刑ニ二等ヲ減ジ重懲役九年ニ処ス

鶴海善次郎水野正三郎服部三藏梅田与曾右衛門ハ數罪俱ニ発スルヲ以テ刑法第百条ニ照シ善次郎ハ一ノ重キ第五十一ノ罪ニ從ヒ無期徒刑ニ正三郎ハ一ノ第六ノ罪ニ從ヒ有期徒刑ニ三藏ハ一ノ第六ノ罪ニ從ヒ有期徒刑ニ与曾右衛門ハ一ノ第二十四ノ罪ニ從ヒ有期徒刑ニ処スベキ処各原諒スベキ情狀アルヲ以テ刑法第八十九条第九十条ニ依リ善次郎ハ本刑ニ二等ヲ減ジ正三郎三藏与曾右衛門ハ本刑ニ一等ヲ減ジ各重懲役十年ニ処ス

鬼頭弥助安藤浅吉ハ數罪俱ニ発スルヲ以テ刑法第百条ニ照シ浅吉ハ一ノ第三十一ノ罪ニ從ヒ弥助ハ一ノ第十二ノ罪ニ從ヒ各有期徒刑十二年ニ処ス

寺西住之助山内徳三郎ハ數罪俱ニ発スルヲ以テ刑法第百条ニ照シ住之助ハ一ノ第三十一ノ罪ニ從ヒ徳三郎ハ一ノ第二ノ罪ニ從ヒ各有期

徒刑十三年ニ処ス

塚原九輪吉ハ第二十九ノ罪ニ從ヒ有期徒刑十五年ニ処ス

久野幸太郎山内藤一郎ハ數罪俱ニ発スルヲ以テ刑法第百条ニ照シ一ノ第九ノ罪ニ從ヒ各有期徒刑十五年ニ処ス

種村鎌吉中条勘助佐藤金次郎皆川源左衛門ハ數罪俱ニ発スルヲ以テ刑法第百条ニ照シ一ノ重キ第卅四ノ罪ニ從ヒ各無期徒刑ニ処ス

鈴木桂太郎奥宮健之ハ第廿二ノ罪ニ從ヒ各無期徒刑ニ処ス

青沼伝次郎ハ數罪俱ニ発スルヲ以テ刑法第百条ニ照シ一ノ重キ第二十二ノ罪ニ從ヒ無期徒刑ニ処ス

大島渚富田勘兵衛鈴木松五郎ハ數罪俱ニ発スルヲ以テ刑法第百条ニ照シ一ノ重キ第二十二ノ罪ニ從ヒ各死刑ニ処ス

但押収物件ノ内被告人ノ所有ニシテ犯罪ノ用ニ供シタル麻繩五筋外九十二点及所有者知レザル杉棒一本外三十点并ニ所有主知レザル盜賊ト認ムル皆川源左衛門方ニ於テ押収シタル金三十円二分金

三十二個二朱金八個一分銀三個一朱銀二個一円銀貨一個五十錢銀貨九個廿錢銀貨一個拾錢銀貨八個五錢銀貨二個ハ刑法第四十三條

第四十四條ニヨリ没収シ其物件ハ各所有者ニ還付シ且仮下ゲ物件ハ各仮下ゲノ儘之ヲ還付ス

一裁判費用金八十錢ハ第二十二項ノ被告人於テ之ヲ負担スベシ

一欠席被告人中条勘助ハ此ノ言渡ニ對シ刑ノ期滿免除ニ至ル迄何時ニテモ故障ヲ為スコトヲ得若シ捕ニ就キタルトキハ十日内ニ非ラザレバ故障ヲナスコトヲ得ズ

右檢察官検事岡田豊立会ノ上言渡スモノナリ

明治二十年二月二十日

名古屋重罪裁判所

評定官	松田道夫
評定官	山岡 愨
評定官	山布武三郎
書記	松下長孝

後註 被告人の住所は、岡田の場合をのぞき、他は全て公訴状における住所と同じであるから省略した。公訴状の住所は、前掲拙稿・本誌第三六卷三号・二頁以下参照。岡田の住所は、公訴状には「名古屋区東橋町二百五番屋敷鬼頭弥助方」とあるか、裁判言渡書では「名古屋区桑名町三丁目五十三番屋敷」となっている。